

生駒市教育委員会規則第2号

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月25日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局組織規則（平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表生涯学習部の部生涯学習課の項中「事業推進係 文化振興係」を「文化振興係」に改める。

別表の1の表教育指導課の部指導係の項中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 就学指導委員会に関すること。

別表の2の表生涯学習課の部生涯学習係の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同部事業推進係の項を削り、同部文化振興係の項第3号中「事業推進係」を「生涯学習係」に改め、同表施設管理課の部施設管理係の項第1号中「（生駒市コミュニティセンターを除く。）の維持管理」を「の管理運営」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。